

こども課の目標（令和7年度）

こども課長 宮田 浩司

1 課の役割

こども課は、教育委員会議、小中学校の施設設備の維持管理や整備などを担当する庶務班と児童手当、子ども医療費助成、子ども・子育て支援新制度などを担当する子育て支援班に加え、地域子ども・子育て支援事業を行う子育て支援センターと乳児から就学前までの児童の保育事業を行う町立保育園（2園）で構成され、児童生徒の教育環境の充実や町全体で子どもたちの健やかな成長を支援する子育て支援策などを推進する役割を担っています。

2 個別事業とその目標

町立小中学校体育館へのスポットクーラー設置

近年の記録的な猛暑に対応するため、児童・生徒の生活の場であるとともに、災害時には避難所として活用される学校体育館にスポットクーラーを設置します。

こども誰でも通園通園制度（乳児等通園支援事業）

こども誰でも通園制度は、保育所等に通っていない0歳6ヶ月～満3歳児の子どもを対象に、家庭とは異なる経験や関わりや、また保護者にとっては、情報や人とのつながりを広める場を提供する事業です。（月10時間を上限とする。）令和8年度の事業開始に向け、条例の制定等を令和7年度中に準備を進めていきます。

地域子ども・子育て支援事業の推進（子育て支援センター）

「子育て支援センターあいあい」を拠点とし、利用者の安全・安心を最優先に感染症予防対策など徹底しつつ、専門的な知見と利用者目線の双方の視点から、切れ目のない支援を実施するため関係課との連携を図り、利用者が利用しやすい施設の運用に努めます。また、アンケート調査から、利用者のニーズに対応できるよう工夫していきます。